

**「整理標準化データ等の作成事業」に係る調達仕様書作成等支援業務一式
に関する企画提案書の選考基準**

評価項目及び主な評価の観点	
選考基準	
1. 本事業に対する理解度（25点）	(例) 本事業の目的・概要に誤りがなく具体的に記載されているか ・仕様書「3. 作業内容」で定める全ての作業について具体的に記載されているか その他
2. 提案内容(報告書等の作成)（50点）	(例) 「整理標準化データ等作成事業」の調達にあたり、次期調達要件を整理するための具体的な作業方法が記載されているか 本事業の現状等をふまえ、次期調達にあたり重要な要件が網羅された仕様書、応札資料作成要領、総合評価基準書、評価手順書等を作成するための具体的な方法が記載されているか その他
3. 実施体制(担当者の履歴、サポート体制)（20点）	(例) 実績のある者が担当となっているか 当該作業を実施できる人数・体制と考えられるか 進捗管理・納品管理を適正に実施するための考え方や実現方法が記載されているか その他
4. 事業実績(法人及びコンサルタント担当者における同種類別のコンサルタント等の実績)（5点）	※知的財産情報に関するコンサルタント実績に限定せず、情報システムに関連するコンサルタント実績も加味するものとする (例) 過去に同種類別:情報システム等に関するコンサルタント等の実績があるか 国内実績・海外実績 ハードウェア調達支援の実績 開発規模妥当性検証の実績 その他、提案・勧告・フォローアップの実績
5. 独自提案（10点）	※上記項目1～4以外の「独自提案」として、本事業を確実にかつ効率的に実施するための有効で実現可能な提案がその理由・根拠とともに記載されているか

◇合否の判断(満点は110点)

選考基準を満たす者のうち、点数が最も高い者を合格とする。最も点数の高い者が複数同点の場合には、公募選考委員会にて協議の上決定する。

以下の項目を満たす者が、選考基準を満たすものとする。

- ① 各委員の採点の平均点が60点以上であること。
- ② 上記項目1～4において、各委員がE評価(上記、選考基準に対する評価ランク)を1項目でも評価していないこと。